

平成30年6月定例会

議案の概要

(条例、一般議案関係)

1 条例 8 件

第 108 号議案 佐世保市特定個人情報の保護等に関する条例の一部改正の件

就学援助に関する事務において個人番号を利用し、市長から教育委員会へ提供することができる特定個人情報の範囲を拡大するもの

(総務部総務課)

第 109 号議案 佐世保市税条例等の一部を改正する条例制定の件

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税均等割の非課税限度額を引き上げ、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る固定資産税の課税標準の特例割合及び中小企業の生産性向上のための設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、市たばこ税の税率引上げや加熱式たばこの課税方式の見直しなどを行うもの

《主な内容》

(1) 個人市民税均等割の非課税限度額の引上げ

給与所得控除と公的年金等控除が 10 万円引き下げられることに伴う措置

・均等割非課税限度額

$31.5 \text{ 万円} \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族人数}) + 10 \text{ 万円}$

(同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合は、加算額 18.9 万円)

(平成 33 年度課税分から)

(2) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)

・水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定める償却資産について、固定資産税の課税標準の特例割合を 2 分の 1 とするもの など (平成 31 年度課税分から)

(3) 中小企業の生産性向上のための設備投資の支援

生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準の特例割合をゼロとするもの (平成 31 年度課税分から)

(4) 市たばこ税の改正

イ 税率の引上げ

平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 10 月 1 日までに、3 段階で引き上げる。

(税率：1,000 本当たり)

	現行	改正案		
		H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
地方のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
市たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円
県たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円
(参考) 国のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円

- ロ 加熱式たばこの課税方式の見直し
 - ・喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設する。
 - ・紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とする。

(平成 30 年 10 月 1 日から実施し、5 年間かけて段階的に移行)

(財務部市民税課・資産税課)

第 110 号議案 佐世保市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の語句の訂正に伴い、条文中の文言整理を行うもの

第 111 号議案 佐世保市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正の件

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の語句の訂正に伴い、条文中の文言整理を行うもの
(以上、保健福祉部長寿社会課)

第 112 号議案 佐世保市事務分掌条例の一部改正の件

老人保健医療に係る事務の取扱いが終了したことに伴い、当該事務を分掌事務から削除するもの

第 113 号議案 佐世保市国民健康保険条例の一部改正の件

特例対象被保険者等に係る届出について、個人番号を活用した情報連携により確認できる場合には、事実を証明する書類（雇用保険受給資格者証）の提示を不要とするもの

(以上、保健福祉部医療保険課)

第 114 号議案 佐世保市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が連携施設との連携によって確保する事項のうち、代替保育の提供ができる者の範囲を拡大するとともに、家庭的保育事業において、食事の搬入ができる施設の要件を緩和し、食事の提供に関する経過措置を延長するもの

《内容》

(1) 代替保育の連携施設以外の者からの提供

家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）との連携によって適切に確保する事項のうち、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育）について、小規模保育事業 A 型事業者等からの提供を認めるもの

(2) 家庭的保育事業における食事の搬入施設の範囲の拡大

家庭的保育事業における食事の提供について、家庭的保育者の居宅で家庭的保育事業を行う場合に限り、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち一定の要件を満たすと市が認めたものからの搬入を認めるもの

(3) 家庭的保育事業における食事の提供の経過措置の延長

平成 27 年 4 月 1 日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等について、調理設備の設置及び調理員の配置の規定を適用しないことができる現行の経過措置の期間を 5 年から 10 年に延長するもの

(子ども未来部子ども支援課)

第 115 号議案 佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大及び明確化を行うもの

《内容》

(1) 資格要件の拡大

中学校卒業者であっても、一定の実務経験があり、市長が適当と認めた場合は、資格要件を満たすこととするもの

(2) 資格要件の明確化

現行では、放課後児童支援員の資格要件として学校教育法の規定による幼稚園、小学校等の教諭となる資格を有する者としているところ、教職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者と明確化するもの

(子ども未来部子ども育成課)

2 一般議案 3 件

第 116 号議案 工事請負契約締結の件

- (1) 工事名 口木地区水産基盤整備工事
- (2) 概要 防波堤築造工 一式、浮棧橋及び連絡橋製作据付工 一式
- (3) 契約方法 制限付き一般競争入札
- (4) 契約金額 3 億 7,950 万 120 円
- (5) 相手方 西海建設・大栄開発・村上建設共同企業体
- (6) 工期 平成 31 年 8 月 30 日まで

(農林水産部水産課)

第 117 号議案 佐世保市有財産処分の件

- (1) 財産の種類 土地 (吉井町御橋工業団地)
- (2) 所在地 吉井町橋川内 499 番 1 外 1 筆
- (3) 地積 6,158.31 m²
- (4) 処分価格 4,557 万 1,494 円
- (5) 処分先 株式会社川内総建

(企業立地推進局)

第 118 号議案 市道の認定の件
認定 4 路線

(土木部土木政策・管理課)

3 報告 7 件

第 10 号報告 佐世保市税条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

地方税法の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税等の負担調整措置に関する規定に係る所要の改正について専決処分したので報告し、承認を求めるもの

(財務部資産税課)

第 11 号報告 佐世保市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業の人員等の基準に関する規定に係る所要の改正について専決処分したので報告し、承認を求めるもの

第 12 号報告 佐世保市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、事業の基本方針の基準に関する規定に係る所要の改正について専決処分したので報告し、承認を求めるもの

第 13 号報告 佐世保市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員の資格要件に関する規定に係る所要の改正について専決処分したので報告し、承認を求めるもの

(以上、保健福祉部長寿社会課)

第 14 号報告 佐世保市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

地方税法施行令の一部改正に伴い、保険税の課税限度額に関する規定及び保険税の軽減措置における減額の基準となる所得額に関する規定に係る所要の改正について専決処分したので報告し、承認を求めるもの

(保健福祉部医療保険課・保険料課)

第 15 号報告 佐世保市立保育所、佐世保市子育て支援センター及び保育事業所条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、利用者負担額（保育料）の上限額基準に関する規定に係る所要の改正について専決処分したので報告し、承認を求めるもの
(子ども未来部子ども育成課)

第 16 号報告 損害賠償の額の決定に係る市長専決処分報告の件

○損害賠償の額の決定 5 件

①市道の管理瑕疵（1 件）

・市道の管理瑕疵（長坂町）

損害賠償額 32,400 円
(土木部土木政策・管理課)

②施設の管理瑕疵（1 件）

・施設の管理瑕疵（大野小学校）

損害賠償額 95,127 円
(教育委員会学校保健課)

③公用車事故（3 件）

・財務部公用車の事故（大和町）

損害賠償額 9,898 円
(財務部資産税課)

・財務部公用車の事故（広田三丁目）

損害賠償額 190,048 円
(財務部納税課)

・環境部公用車の事故（沖新町）

損害賠償額 550,000 円
(環境部廃棄物指導課)